平成２８年（フ）第８号
群馬県高崎市浜尻町82番地１　Ｗ＆Ｙ206号
債務者　久保田敏敬
1　決定年月日時　平成28年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月23日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２７年（フ）第６１２号
埼玉県川越市大塚新町７番地６、前住所埼玉県川越市南台３丁目２番地36（カルム南台103号室）
債務者　佐野　　修
1　決定年月日時　平成28年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月23日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２７年（フ）第６２６号
埼玉県川越市大字小堤38番地５（県営川越小堤団地１―201号室）
債務者　五十嵐和代
1　決定年月日時　平成28年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月23日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２７年（フ）第６４１号
埼玉県所沢市中新井２丁目164番地の12
債務者　廣瀬　清美
1　決定年月日時　平成28年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月23日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２７年（フ）第６６３号
埼玉県狭山市入間川４丁目４番１―705号
債務者　北村　　誠
1　決定年月日時　平成28年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月23日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２７年（フ）第６８５号
埼玉県所沢市中新井１丁目137番地の１　アクシス201
債務者　永山　明美
1　決定年月日時　平成28年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月23日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２８年（フ）第１９号
埼玉県川越市東田町５番地６（山岸ビル202号室）
債務者　山田登喜子
1　決定年月日時　平成28年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月23日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２７年（フ）第６４号
北海道芦別市北１条東１丁目５番地
債務者　赤石　光男
1　決定年月日時　平成28年１月28日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月24日まで
札幌地方裁判所滝川支部破産係

平成２７年（フ）第６５号
北海道滝川市幸町２丁目16番33号　開西団地１号
債務者　中村セツ子（旧姓赤石）
1　決定年月日時　平成28年１月28日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月24日まで
札幌地方裁判所滝川支部破産係

平成２７年（フ）第６６号
北海道空知郡奈井江町字奈井江町220番地
債務者　伊東　浩之
1　決定年月日時　平成28年１月28日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月24日まで
札幌地方裁判所滝川支部破産係

平成２８年（フ）第１号
北海道滝川市朝日町東３丁目15番６号
債務者　北川　辰志
1　決定年月日時　平成28年１月28日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月24日まで
札幌地方裁判所滝川支部破産係

平成２７年（フ）第１４５号
北海道室蘭市沢町24番３号　黒田方
債務者　高瀬　　章
1　決定年月日時　平成28年１月28日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月24日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２８年（フ）第６号
北海道十勝郡浦幌町字幸町73番地１　浦幌町立診療所、住民票上の住所北海道十勝郡浦幌町字チプネオコツペ８番地４
債務者　寺田　貞子
1　決定年月日時　平成28年１月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月24日まで
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２８年（フ）第８号
香川県高松市鹿角町802番地１　市住６―35
債務者　森　　千尋（旧姓田中）
1　決定年月日時　平成28年１月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月24日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２８年（フ）第９号
香川県高松市田村町736番地１　市住３―16
債務者　田中　状子（旧姓今吉）
1　決定年月日時　平成28年１月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月24日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２７年（フ）第３９号
福岡県大牟田市大字手鎌103番地１
債務者　小笠　英雄
1　決定年月日時　平成28年１月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月24日まで
福岡地方裁判所大牟田支部

平成２７年（フ）第４０号
福岡県大牟田市大字手鎌103番地１
債務者　小笠　裕行
1　決定年月日時　平成28年１月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月24日まで
福岡地方裁判所大牟田支部

平成２７年（フ）第４１号
福岡県大牟田市大字手鎌103番地１
債務者　小笠　恵子
1　決定年月日時　平成28年１月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月24日まで
福岡地方裁判所大牟田支部